

東京学芸大学教務委員会諸資格取得指導部会要項の一部改正について

改正理由：諸資格取得指導部会の審議事項及び組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (目的) 第2条 部会は、<u>学芸員、社会教育主事等の資格</u>（以下「諸資格」という。）取得の指導等について、円滑な運営に資するため、専門的事項について審議を行うことを目的とする。 (審議事項) 第3条 部会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 諸資格の取得に必要な実習に関する事項 (2) その他諸資格取得に関する事項 (組織) 第4条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 教務委員会委員 1名 (2) 教務委員会が委嘱した者 若干名 (任期) 第5条 前条第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和4年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (目的) 第2条 部会は、<u>学芸員、司書、司書教諭、社会教育主事等</u>（以下「<u>学芸員等</u>」という。）の資格（以下「諸資格」という。）取得の指導等について、円滑な運営に資するため、専門的事項について審議を行うことを目的とする。 (審議事項) 第3条 部会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) <u>学芸員等の養成のあり方に関する事項</u> (2) <u>諸資格の取得に必要なカリキュラムに関する事項</u> (3) 諸資格の取得に必要な実習に関する事項 (4) その他諸資格取得に関する事項 (組織) 第4条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 教務委員会委員 1名 (2) <u>各学系の教授会構成員から選出された者 各1名</u> (3) 教務委員会が委嘱した者 若干名 (任期) 第5条 <u>前条第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 〔省略〕